

船橋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業に係る届出について、必要な事項を定めるものとする。

(開始の届出)

第2条 放課後児童健全育成事業の開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第3条 放課後児童健全育成事業の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）により行うものとする。

(廃止又は休止の届出)

第4条 放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止・休止届（第3号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。